**移動支援事業者登録を希望される事業者様へ【ご案内】**

下記の書類を持参もしくは郵送にて提出してください。

■提出するもの

　□　確認☑した本用紙【ご案内】

　□　登録申請書および付表

　□　事業所定款の写し（事業内容に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく地域生活支援事業の記載あるもの）

　□　事業所の指定通知の写し（「居宅介護」「重度訪問介護」「行動援護」「外出介護（平成１８年９月３０日以前）」の指定に関するもの）

　□　ヘルパー名簿（全員分）

　　　※作成例を提示していますが、様式に定めはありません。既に一覧表形式で作成したものがあれば、流用してください。

　□　各ヘルパーの修了証書または資格証等の写し（全員分）

　　　※「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に抵触する場合は、移動支援事業者登録はできません。

■登録後の請求方法

ホームページ「移動支援事業」の「請求関係書類」をご確認ください。

※請求の前に、会計室へ「口座振替依頼書」の提出をお願いいたします。

■注意点

申請から登録決定まで、1カ月程度の余裕をみて手続きをしてください。

※登録決定の日までに利用された分は、利用者様のご負担となります。また、提出書類は返却いたしません。予めご了承ください。

■連絡先

〒５８０－８５０１　松原市阿保１丁目１番１号

松原市　福祉部　障害福祉課

ＴＥＬ：０７２－３３７－３１１５

ＦＡＸ：０７２－３３７－３００７

メール：syougaifukushi@city.matsubara.osaka.jp